

平成 23 年 11 月
都市整備局

東部津波被災地域における住宅宅地再建の支援方策の考え方

津波による危険性の高い移転対象地区等からの防災集団移転などの移転や、浸水被害を受けた地域における宅地の防災対策を促進するため、本市独自の支援制度を創設する。

1. 移転対象地区(災害危険区域)

(1) 防災集団移転の促進に向けた住宅再建の支援

国制度拡充による被災宅地の買取り・被災建物の移転費用・移転再建資金借入利子に対する助成に加え、土地取得負担の大幅軽減を図るため、移転先の土地を本市から借地して住宅再建する場合に、被災前後の土地価格差額と流失建物等の移転補償額の一部の合算額相当分の期間の借地料を免除する本市独自の制度を創設する。

(市街化区域移転 1 千万円・市街化調整区域移転 5 百万円を上限に概ね 30~40 年程度)

(2) 単独での移転に関する住宅再建の支援

災害危険区域に居住していた者が市内の市街化区域に単独で移転する場合に、国制度による被災宅地の買取り・被災建物の移転費用に加え、移転再建資金借入利子に対して、国制度と同等の額を助成する本市独自の制度を創設する。

2. 移転対象以外の浸水区域

(1) 現地再建による宅地防災対策の支援

防災施設整備後も浸水が予測される地域における現地での住宅再建のために、所有者自らが盛土又は基礎の嵩上げ等の宅地防災工事を実施する場合に、10 年間の時限措置として、その費用の 9 割を助成(上限 2 百万円程度)するとともに、当該復旧工事を実施済みの場合に同等の経費を助成する本市独自の制度を創設する。

(2) より安全な地域への移転に関する住宅再建の支援

防災施設整備後も浸水が予測される地域に居住していた者が、市内の市街化区域に単独で移転する場合に、10 年間の時限措置として、移転再建資金借入利子に対して、国制度と同等の額を助成する本市独自の制度を創設する。